

## **輸出国事前調査について** **(オーストラリア)**

### **1. 調査期間等**

- (1) 時期: 2013 年 2 月
- (2) 内容: オーストラリアの食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 連邦農林水産省(DAFF)

### **2. 調査結果(概要)**

#### (1) オーストラリア政府の組織構造及び所掌業務

オーストラリアにおける食品政策については、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (Food Standards Australia New Zealand: FSANZ)、連邦農林水産省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry: DAFF)、州・準州政府 (State, Territory) 及び地方自治体 (Local Governments) の食品当局が関与している。

#### (A) オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ)

FSANZ は FSANZ Act 1991 に基づいて設立されたオーストラリアとニュージーランドの二国間における独立した、専門的知識に基づく法定機関であり、基準の管理と改正を行う。オーストラリアのキャンベラとニュージーランドのウェリントンにそれぞれオフィスを持ち、キャンベラは 100 名体制、ウェリントンでは 20 名体制で運営されている。

また、オーストラリアにおいては、基準設定以外の業務として、食品衛生や一次産品や加工についても管理を行っており、国内の食品調査の調整や事故・食品回収事例に係る調整、輸入食品について DAFF に科学的助言を行う等が挙げられる。なお、食品回収事例にあっては、全体的な調整役という立場で関わっており、実際に回収等を行うのは各州・準州政府の役割となっている。

FSANZ の基準設定のプロセスは科学的根拠、Codex のリスクアナリシスモデル (リスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション) に基づいており、FSANZ 内部では、リスク評価部門とリスク管理部門とが分かれて存在している。

#### (B) 連邦農林水産省 (DAFF)

食品の輸出入に関わる検疫業務、輸出証明の発行、国際的な動物衛生・疫病問題への対応、貿易交渉等を管轄し、また、全国的な政策の立案と履行、生産者への補助等を行う。

#### (C) 各州・準州政府

各州・準州政府は、連邦政府との連携の下で、各州・準州の食品関連法に則って食品安全性の確保に従事している。

オーストラリアには6つの州政府、2つの準州政府が存在し、各々の州・準州における政策立案、またそれらが遵守されているかの監視を行っている。

## (2) オーストラリアの食品衛生関係法令等(全般)

### ① 食品全般の規格基準を規定

Food Standards Code (Food Standards Australia New Zealand)

### ② オーストラリアへ輸入される食品に関して規定

Imported Food Control Act 1992

Imported Food Control Regulations 1993

Imported Food Control Order 2001

### ③ オーストラリアから輸出される食品について規定

Export Control Act 1982

Export Control (Orders) Regulations 1982

Export Control (Animals) Order 2004

Export Control (Animals) Amendment Order 2012(No.1)

Export Control (Eggs and Egg Products) Order 2005

Export Control (Fish and Fish Products) Orders 2005

Export Control (Meat and Meat Products) Orders 2005

Export Control (Milk and Milk Products) Orders 2005

Export Control (Plants and Plant Products) Orders 2011

Export Control (Poultry Meat and Poultry Meat Products) Orders 2010

Export Control (Prescribed Goods – General) Orders 2005

Export Control (Rabbit and Rabbit Meat) Orders 1985

Export Control (Wild Game Meat and Wild Game Meat Products) Orders 2010

## (3) オーストラリアの食品規格

オーストラリアの食品規格はFSANZによって定められるFood Standard Codeにより規定されている。FSANZの基準設定のプロセスは科学的根拠、Codexのリスクアナリシスモデル(リスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション)に従うものとなっている。

第一章では一般食品基準、第二章では食用製品基準、第三章では食品安全基準、第四章では一次産品基準が定められている。なお、第三章と第四章については、オーストラリアのみに適応されている。

## (4) オーストラリアにおける食品衛生管理

### 【輸出食品の衛生管理】

輸出管理についてはDAFFの管轄であり、DAFFが輸出証明書の発行等を行う。輸出管理については、Export Control Act 1982に基づいており、以下のとおり政府の権限が規定されている。

- ・既定の条件に満たないものの輸出を禁止する権限

- ・輸出先の国の要求を満たす為の証明書を発行する権限
- ・製品が衛生的でかつヒトの消費に対して安全である状態で生産・保管されているかを決定するために登録加工施設に対して立ち入り検査をする権限
- ・規定に適合しない場合、処罰する権限

個々の品目については、それぞれ訓令(Order)が定められており、それらに基づき管理がなされる。

#### ①穀物輸出管理

穀類の輸出については、下記の3点を満たしていることが必要であり、この3条件を満たして初めて DAFF から輸出証明が発行される。

- ・製造施設の DAFF への登録
- ・輸送時の安全性
- ・輸出される製品自体の検査

登録施設については、DAFF が定期的に監査を行い、製品の保管・輸送等について汚染源が無いことを確認を行う。

輸送時の安全性管理については、コンテナ輸送については、荷積みを行う場所に監視を定期的に行い、ばら積み貨物については、DAFF 認定の検査員が船の内部についても調査を行う。また、船舶自体についても、DAFF の認定を受けた海事検定人による検査が必要となっている。

輸出時の製品検査については、DAFF の認定を受けた公認検査官が検査を実施する。検査項目としては、有毒な病害虫、雑草の種子の混入、土の混入、残留農薬、その他輸出先の国における規制に基づく検査を実施している。

#### ②乳製品

DAFF の中でも、Food、Trade and Market Access、Overseas Counsellors の3部門が関与。Export Control (Milk and Milk Products) Orders 2005 により管理されている。

乳製品の輸出に際しては、証明書の添付が義務づけられており、また承認された施設からのものでなければ輸出はできない。

#### ③水産物

Export Control (Fish and Fish Products) Orders 2005 によって規定。DAFF の承認を受けた施設からのものでなければ輸出は許可されず、登録施設に置いては、定期的に監査が必要とされる。

### 【オーストラリア国内における食品衛生管理】

#### 農産物の残留農薬管理

残留農薬の管理の概要については、以下のとおり。

残留農薬の登録を APVMA(Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority)が行

い、使用方法や使用状況については、各州・準州政府が管理する。また、各州・準州政府は、GAP(Good Agricultural Practice)を全ての農家に対する義務として規定し、各業界における自主管理を促している。そして、使用実態の調査(モニタリング)については、NRS(National Residue Survey)が担当する。NRSはDAFFの内部組織であり、1960年代初期に創設され、National Residue Survey Administration Act 1992に基づき、サンプリングや検査、調査等を行っている。

#### 【タスマニア州政府による食品衛生管理】

タスマニア州における食品衛生管理には、第一次産業省(DPIPWE)、保健省(DHHS)及び地方政府が関係している。第一次産業省では、水産業・農業における施設管理、施設監査等を行い、保健省は食品安全、環境保健、飲料水、感染症、公衆衛生、リコール対応等を行っている。地方政府は、保健省と協力しつつ、小売店舗への規制を行う。

また、タスマニアにおいては、Tasmania Food Act 2003に基づいて食品衛生管理を行っているが、食品規格については、FSANZが定めるFood Standards Codeに基づいて管理を行っている。

#### ○貝毒について

貝毒問題については、第一次産業省は水産施設の施設管理・監査を行い、保健省はヒトに対する健康被害、藻類等環境事案、商品回収等を担当する。

また、それぞれ法規制も異なっており、第一次産業省はPrimary Product Safety Act(第一次三品安全法)に基づいて規制を行い、保健省はFood Safety Act(食品安全法)・Public Health Act(公衆衛生法)に基づいて規制を行っている。しかし、上記3法はタスマニア州における貝毒管理プログラム(Tasmania Shellfish Quality Assurance Program)と相互に関わっており、情報共有をしながら、管理を行っている。

### 3. 参考法令(URLリンク)

Food Standards Code (Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/foodstandardscode.cfm>

Imported Food Control Act 1992

<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2011C00220>

Imported Food Control Regulations 1993

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2009C01275>

Imported Food Control Order 2001

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00772>

Export Control Act 1982

<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012C00259>

Export Control (Orders) Regulations 1982

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2004C00384>

Export Control (Animals) Order 2004

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012C00134>

Export Control (Animals) Amendment Order 2012(No.1)

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012L00439>

Export Control (Eggs and Egg Products) Order 2005

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2007C00766>

Export Control (Fish and Fish Products) Orders 2005

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012C00382>

Export Control (Meat and Meat Products) Orders 2005

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00797>

Export Control (Milk and Milk Products) Orders 2005

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2007C00778>

Export Control (Plants and Plant Products) Orders 2011

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011L02005>

Export Control (Poultry Meat and Poultry Meat Products) Orders 2010

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2010L03051>

Export Control (Prescribed Goods – General) Orders 2005

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2009C01266>

Export Control (Rabbit and Rabbit Meat) Orders 1985

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2010C00815>

Export Control (Wild Game Meat and Wild Game Meat Products) Orders 2010

<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2010L03050>

以 上